

○松山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則

平成7年3月27日

規則第10号

松山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（昭和47年規則第10号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）及び松山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成7年条例第8号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

第2条から第5条まで 削除

（収集又は運搬の禁止の対象となる廃棄物）

第6条 条例第9条第1項に規定する再生利用の対象となる物として市長が指定するものは、古紙（一般廃棄物処理計画で定める紙類をいう。）、ガラスびん、缶及びペットボトルとする。

（収集又は運搬の禁止命令）

第7条 条例第9条第2項の規定による収集又は運搬の禁止命令は、命令書（第1号様式）により行うものとする。

（減量計画等）

第8条 条例第18条の規定により市長が定める事業者は、次に掲げる者とする。

- (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第2条第1項に規定する特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の管理について権限を有するもの
- (2) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗の所有者、占有者その他の者で当該大規模小売店舗の管理について権限を有するもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業の用途に供される部分の延べ床面積の合計が1,000平方メートル以上の建築物で市長が必要と認めるものの所有者、占有者その他の者で当該建築物の管理について権限を有するもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が一般廃棄物の減量を図るため特に必要と認める

者

(廃棄物の直接搬入処分の申請等)

第9条 一般廃棄物を直接市の処理施設に搬入し、その処分をしようとする者は、搬入の都度ごみ等処分申請書（第1号様式の2）を市長に提出し、所定の手数料を納付しなければならない。ただし、第12条第1項の規定により市長の許可を受けた者及び市長が特に必要と認める者にあつては、市長の発行する1月ごとの納入通知書により手数料を納付することができる。

2 前項ただし書の規定により、納入通知書により手数料の納付ができる者は、手数料の滞納がない者とする。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、第1項の申請書が提出された場合において、処理施設の維持管理及び操業に支障があると認めるときは、搬入を拒否することができる。

(人頭制によるし尿処理手数料の算定方法)

第10条 条例別表の人頭制によるし尿処理手数料は、各月の初日現在における世帯人員により算定する。

(減免申請)

第11条 条例第23条の規定により手数料の減免を受けようとする者は、市長が特に認めるときを除き、一般廃棄物処理手数料減免申請書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

(一般廃棄物処理業の許可申請)

第12条 法第7条第1項の規定により市長の許可を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業許可申請書（第3号様式）に、次に掲げる書類等を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 一般廃棄物処理業の用に供する事務所、事業場及び施設の付近見取図及び写真
- (2) 積替え保管施設がある場合は、市長が別に定める書類、図面及び写真
- (3) 申請者が第1号の事務所、事業場及び施設の所有権又は使用する権原を有することを証する書類
- (4) 事業計画の概要を記載した書類
- (5) 申請者が法人である場合は、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (6) 申請者が個人である場合は、住民票の写し及び法第7条第5項第4号イに該当しな

いかどうか審査するために必要と認められる書類

(7) 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない者であることを誓約する書面

(8) 申請者が法第7条第5項第4号リに規定する未成年者である場合は、その法定代理人の住民票の写し及びその法定代理人が法第7条第5項第4号イに該当しないかどうか審査するために必要と認められる書類

(9) 申請者が法人である場合は、役員（法第7条第5項第4号ホに規定する役員をいう。第19条第2項第4号において同じ。）の名簿、住民票の写し及び当該役員が法第7条第5項第4号イに該当しないかどうか審査するために必要と認められる書類

(10) 申請者に使用人（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第4条の7に規定する使用人をいう。第19条第2項第5号において同じ。）がある場合は、当該使用人の住民票の写し及び当該使用人が法第7条第5項第4号イに該当しないかどうか審査するために必要と認められる書類

(11) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の名簿及び住民票の写し並びにこれらの者が法第7条第5項第4号イに該当しないかどうか審査するために必要と認められる書類（これらの者が法人である場合は、その登記事項証明書）

(12) 申請者が業を行うに際し従事する者の名簿

(13) 本市が発行する完納証明書（完納証明書を取得できない場合で、申請者が個人であるときは直前1年の所得税の申告書の写し又は直近1年度の住民税の申告書の写しとし、申請者が法人であるときは直前1年の事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表とする。）

(14) 申請者が産業廃棄物処理業又は他市町村における一般廃棄物処理業の許可を受けている場合は、当該許可に係る許可証の写し

(15) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類等

2 法第7条第6項の規定により市長の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処分業許可申請書（第4号様式）に、次に掲げる書類等を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 前項第1号、第3号から第11号まで及び第13号に掲げる書類

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が別に定める書類等

3 許可の更新を申請しようとする者は、前2項の規定にかかわらず、その内容に変更がない場合に限り、第1項第1号に掲げる写真（施設のうち車両、船舶又は重機に係るものに限る。）及び同項第3号に掲げる書類（事務所及び事業場のうち車両の駐車場所又は船舶の停泊場所に係るものに限る。）の添付を要しないものとする。

（一般廃棄物処理業の許可の基準）

第13条 法第7条第1項の規定による許可の基準は、同条第5項各号の規定によるほか、次に掲げるとおりとする。

(1) 申請者が個人の場合は、市内に住所又は事務所を有すること。

(2) 申請者が法人の場合は、市内に事務所を有すること。

(3) 収集又は運搬に使用する車両（以下「収集運搬車両」という。）は、次の要件（し尿及び浄化槽汚泥を事業範囲とする場合はアに掲げる要件に限る。）のいずれにも適合していること。

ア 収集運搬車両の両側面に業者名（個人の場合で通称名を使用している場合は通称名）を明確に表示していること。

イ 収集運搬車両の色は、市が家庭系一般廃棄物の収集に使用する車両と異なる色であること。

(4) 積替え又は保管を行うときは、市長が別に定める基準に適合していること。

2 法第7条第6項の規定による許可の基準は、同条第10項各号の規定によるほか、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業の用に供する施設が次のいずれかに該当していること。

ア 法第8条第1項の許可を受けていること。

イ 法第15条の2の5の届出を行おうとする者で、法第15条の2第5項の検査を受け、当該施設に関する計画に適合していると市長が認めていること。

ウ 法第8条第1項の許可を受けた者又は法第15条の2の5の届出を行っている者から事業の用に供する施設を借り受けて当該許可を受けようとする場合は、法第9条の5第1項の許可を受けていること。

(2) 処理された一般廃棄物が再生利用されることが確実である事業計画であること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が別に定める基準に適合していること。

(一般廃棄物処理業の変更許可の申請)

第14条 法第7条の2第1項の規定による許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書(第5号様式)に、第12条第1項各号又は第2項各号に掲げる書類等を添付して市長に提出しなければならない。

(一般廃棄物処理業の届出等)

第15条 法第7条の2第3項の規定による届出は、一般廃棄物収集運搬業変更届(第6号様式)又は一般廃棄物処分業変更届(第7号様式)に、次に掲げる書類等を添付して行わなければならない。

(1) 事業の全部若しくは一部を廃止したときは、当該事業に係る許可証

(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)第2条の6第1項各号に規定する事項を変更したときは、第12条第1項各号又は第2項各号に掲げる書類等のうち、変更事由に該当するもの

2 一般廃棄物収集運搬業者が収集運搬車両(し尿及び浄化槽汚泥の事業範囲にのみ使用する車両を除く。)を廃止した場合は、前項の届出書に、第23条の規定により当該収集運搬車両に対し交付された車両用標識(次条第1項第3号及び第25条において単に「車両用標識」という。)(第8号様式)を添付して市長に提出しなければならない。

(一般廃棄物処理業者の遵守事項)

第16条 一般廃棄物収集運搬業者は、第13条第1項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項(し尿及び浄化槽汚泥を事業範囲とする者は、第5号に掲げる事項に限る。)を遵守しなければならない。

(1) 排出者からの収集又は運搬を行う度に、次に掲げる事項を記載した書面を排出日ごとに作成し、一般廃棄物の運搬を行っている間は常に収集運搬車両に備え付けるとともに、職員から提示を求められた場合は提示すること。

ア 一般廃棄物収集運搬業者名、担当者名及び収集日

イ 排出者名

ウ 収集場所

エ 一般廃棄物の内容

オ 収集量

(2) 家庭系一般廃棄物の収集又は運搬を行う際には、排出者ごとに家庭ごみ排出者証明書(第9号様式)を排出者の確認を得て作成し、分別された家庭系一般廃棄物の種類

に応じて、市長が定める処分先へ提出すること。

(3) 収集運搬車両の右側面に車両用標識を直接貼り付けて掲示すること。

(4) 積替え又は保管の許可を受けた者は、市長が別に定める事項

(5) 収集運搬車両、設備及び施設を他人に貸与しないこと。

(6) 本市の一般廃棄物とそれ以外の廃棄物を同一の収集運搬車両で運搬する場合は、これらの廃棄物の積載場所を明確に区分すること。

(7) 事業系一般廃棄物の収集又は運搬の委託を受けている場合は、次に掲げる事項が含まれた契約を締結するよう努めること。

ア 排出者名

イ 収集場所

ウ 処分先

エ 一般廃棄物の種類及び数量

オ 排出者が支払う料金

2 一般廃棄物処分業者は、第13条第2項に掲げる事項のほか、市長が別に定める事項を遵守しなければならない。

(一般廃棄物処理業者の実績報告)

第17条 一般廃棄物収集運搬業者は、毎年6月30日までに、前年度の収集運搬の実績に関する報告書を市長に提出しなければならない。

2 積替え又は保管の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、別に定めるところにより、収集運搬又は処分の実績に関する報告書を市長に提出しなければならない。

3 し尿及び浄化槽汚泥の事業範囲については、前2項の規定は、適用しない。

(書類の様式)

第18条 次の表の左欄に掲げる書類の様式は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

法第8条第2項の申請書	一般廃棄物処理施設設置許可申請書（第10号様式）
政令第17条第1項の申請書	廃棄物再生事業者登録申請書（第11号様式）

省令第4条の4第1項の申請書	一般廃棄物処理施設使用前検査申請書 (第12号様式)
省令第4条の4の2の申請書	一般廃棄物処理施設定期検査申請書 (第13号様式)
省令第4条の4の4の検査の結果を通知する書面	定期検査結果通知書 (第14号様式)
省令第4条の17の報告書	特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書 (第15号様式)
省令第5条の3第1項の申請書	一般廃棄物処理施設変更許可申請書 (第16号様式)
省令第5条の4の2第1項及び第5条の9の2第1項 (省令第5条の10の12において準用する場合を含む。) の届出書	一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書 (第17号様式)
省令第5条の5第1項及び第5条の10第1項の届出書	一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届出書 (第18号様式)
省令第5条の5の2第1項 (省令第5条の5の4において準用する場合を含む。), 第5条の5の2の2第1項, 第5条の10の2第1項及び第5条の10の2の2第1項の申請書	一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書 (第19号様式)
省令第5条の5の5の申請書	熱回収施設設置者認定申請書 (第20号様式)

省令第5条の5の10第1項の届出書	熱回収施設休廃止等届出書(第21号様式)
省令第5条の5の11第1項の報告書	熱回収報告書(第22号様式)
省令第5条の8第1項(省令第5条の10の10において準用する場合を含む。)の届出書	一般廃棄物処理施設変更届出書(第23号様式)
省令第5条の11第1項の申請書	一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書(第24号様式)
省令第5条の12第1項の申請書	一般廃棄物処理施設合併・分割認可申請書(第25号様式)
省令第6条第1項の届出書	一般廃棄物処理施設相続届出書(第26号様式)
省令第12条の7の17第2項の届出書	産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出書(第27号様式)
省令第12条の7の17第4項の受理書	産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出受理書(第28号様式)

(浄化槽清掃業の許可の申請)

第19条 環境省関係浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号。以下「浄化槽法施行規則」という。)第10条第1項の申請書は、浄化槽清掃業許可申請書(第29号様式)とする。

2 浄化槽法施行規則第10条第2項第5号に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 事業の用に供する施設の写真

- (2) 申請者が前号に掲げる施設の所有権又は使用する権原を有することを証する書類
- (3) 申請者が浄化槽法第36条第2号りに規定する未成年者である場合は、その法定代理人の住民票の写し
- (4) 申請者が法人である場合は、役員の名簿及び住民票の写し
- (5) 申請者に使用人がある場合は、当該使用人の住民票の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 引き続いての許可を申請しようとする者は、前項の規定にかかわらず、その内容に変更がない場合に限り、同項第1号に掲げる写真（施設のうち車両又は船舶に係るものに限る。）及び同項第2号に掲げる書類（施設のうち事務所、車両の駐車場所又は船舶の停泊場所に係るものに限る。）の添付を要しないものとする。

第20条 削除

（浄化槽清掃業の変更及び廃業等の届出）

第21条 浄化槽法第37条の規定による変更の届出は、浄化槽清掃業変更届（第30号様式）に、第19条第2項各号に掲げる書類のうち、変更事由に該当する書類等を添付して行うものとする。

2 浄化槽法第38条の規定による廃業等の届出は、浄化槽清掃業変更届に許可証を添付して行うものとする。

（浄化槽清掃届）

第22条 浄化槽清掃業者は、浄化槽を清掃したときは、速やかに、浄化槽清掃届（第31号様式）を市長に提出しなければならない。

（許可証等の交付）

第23条 市長は、次の表の左欄に掲げる規定により許可、認定又は登録（以下「許可等」という。）をしたときは、当該許可等を受けた者に対し、許可等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる許可証、認定証及び登録証明書（以下「許可証等」という。）並びに車両用標識を交付する。

法第7条第1項又は法第7条の2第1項（一般廃棄物収集運搬業の範囲に限る。）	一般廃棄物収集運搬業許可証（第32号様式）及び車両用標識
法第7条第6項又は法第7条の2第1項（一般	一般廃棄物処分業許可証（第33号様式）

廃棄物処分業の範囲に限る。)	
法第8条第1項又は第9条第1項	一般廃棄物処理施設設置・変更許可証(第34号様式)
法第9条の2の4第1項	熱回収施設設置者認定証(第35号様式)
法第20条の2第1項	廃棄物再生事業者登録証明書(第36号様式)
浄化槽法第35条第1項	浄化槽清掃業許可証(第37号様式)

(許可証等の再交付)

第24条 次の表の左欄に掲げる許可証等の交付を受けた者(以下「許可業者等」という。)

は、当該許可証等を破り、汚し、又は失った場合は、許可証等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる申請書に、破り、又は汚したときはその許可証等を添付して市長に提出し、許可証等の再交付を受けなければならない。

一般廃棄物収集運搬業許可証、一般廃棄物処分業許可証、一般廃棄物処理施設設置・変更許可証及び浄化槽清掃業許可証並びに省令第10条の2、第10条の6、第10条の14、第10条の18及び第12条の5に規定する許可証	廃棄物処理業等許可証再交付申請書(第38号様式)
熱回収施設設置者認定証及び第12条の11の10に規定する認定証	熱回収施設設置者認定証再交付申請書(第39号様式)
廃棄物再生事業者登録証明書	廃棄物再生事業者登録証明書再交付申請書(第40号様式)

省令第8条の38の9に規定する認定証	2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定証再交付申請書（第41号様式）
--------------------	--

2 前項の許可証の再交付を受けようとする者は、条例第24条第5号の手数料を納付しなければならない。

（許可証等の返還）

第25条 許可業者等は、当該許可証等に係る許可等の効力が消滅したときは当該許可証等（一般廃棄物収集運搬業許可証の交付を受けた者にあつては、当該許可証及び車両用標識）を、前条の規定により許可証等の再交付を受けた後に失った許可証等を発見したときは当該許可証等を市長に返還しなければならない。

（手続の方法）

第26条 次の表の左欄に掲げる手続は、同表の右欄に掲げる書類を送付し、又は提出することによって行うものとする。

法第9条の3第1項及び第9条の3の3第1項の規定による届出	一般廃棄物処理施設設置届出書（第42号様式）
法第9条の3第4項ただし書（同条第9項及び法第9条の3の3第3項において準用する場合を含む。）の通知	一般廃棄物処理施設設置等届出内容相当通知書（第43号様式）
法第19条の12第3項の規定による閲覧の請求	最終処分場台帳閲覧請求書（第44号様式）
政令第20条の規定による届出	廃棄物再生事業者登録事項変更届出書（第45号様式）
政令第21条の規定による届出	廃棄物再生事業者登録事業場休廃止等届出書（第46号様式）

省令第12条の7の17第5項の規定による届出	産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る変更・廃止届出書（第47号様式）
------------------------	---

（委任）

第27条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

付 則

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 松山市廃棄物減量等推進審議会規則（平成4年規則第36号）は、廃止する。
- 3 北条市及び中島町の編入の日前に、北条市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成12年北条市規則第34号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 平成16年度に限り、編入前の北条市の区域に係る産業廃棄物の処理については、なお従前の例による。

付 則（平成9年3月25日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成11年3月26日規則第13号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

付 則（平成11年12月21日規則第42号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成13年5月24日規則第59号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成13年6月29日規則第67号）

この規則は、平成13年7月1日から施行する。

付 則（平成16年3月24日規則第9号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

付 則（平成16年12月21日規則第79号）

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

付 則（平成17年6月28日規則第46号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成１８年１月２６日規則第４号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成２０年１２月１日規則第９１号）

この規則は、平成２１年１月１日から施行する。ただし、第１条中松山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則第１号様式の改正規定（「□ 北条クリーンセンター」を削り、「中島クリーンセンター」を「中島リサイクルセンター」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

付 則（平成２１年４月１日規則第４５号）

（施行期日）

１ この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２ この規則による改正前の第１３条の規定により交付した許可証は、この規則による改正後の第２２条の規定により交付した許可証とみなす。

（松山市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の廃止）

３ 松山市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成１０年規則第４４号）は、廃止する。

付 則（平成２３年３月３０日規則第２７号）

この規則は、平成２３年４月１日から施行する。

付 則（平成２７年１０月１５日規則第７２号）

この規則は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の施行の日から施行する。ただし、第１０条及び第１３条第２項の改正規定は、公布の日から施行する。

付 則（平成２９年３月２４日規則第１５号）

この規則は、平成２９年４月１日から施行する。ただし、第１６条第１項第３号の改正規定は、同年６月１日から施行する。

付 則（平成３１年３月２９日規則第２６号）

この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

付 則（令和元年１２月１２日規則第２５号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第１条中松山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則第１２条第１項の改正規定は、令和元年１２月１４日から施行する。

付 則（令和２年１０月２３日規則第５７号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和３年１２月１７日規則第７９号）

（施行期日）

１ この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２ この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（令和５年９月７日規則第４８号）

この規則は、令和５年１０月１日から施行する。

付 則（令和８年３月１２日規則第９号）

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

付 則（令和８年７月１日規則第４９号）

（施行期日）

１ この規則は、令和９年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

２ この規則による改正後の第１２条第１項の規定による市長の許可を受けて、本市の区域内において一般廃棄物の運搬のみを業として行おうとする者は、この規則の施行の日前においても、この規則による改正後の第１２条第１項の規定の例により、その許可の申請をすることができる。